

別表十六（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人の減価償却資産につき、旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法若しくは経過リース期間定額法（令和7年改正令附則第7条第2項《減価償却資産の償却の方法に関する経過措置》に規定する経過リース期間定額法をいいます。以下この記載要領において同じです。）により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。

なお、この記載要領において、「帳簿記載等差額」、「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」とは、別表十六（一）の記載要領13に定める「帳簿記載等差額」並びに同表の記載要領14に定める「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」をいいます。
- 2 「種類1」、「構造2」及び「細目3」の各欄は、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。
- 3 「賃貸の用又は事業の用に供した年月5」の欄は、当該事業年度の中途において賃貸の用又は事業の用に供した年月を記載します。
- 4 「残価保証額15」の欄は、そのよるべき償却の方法として経過リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「0」と記載します。
- 5 「残価保証額18」の欄は、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引（令第48条の2第5項第5号《減価償却資産の償却の方法》に規定する所有権移転外リース取引をいいます。7(3)において同じです。）に係る契約が令和9年4月1日以後に締結されたものにあつては、「0」と記載します。
- 6 「リース期間又は改定リース期間の月数24」の欄の括弧の中には、旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法を採用している場合におけるリース期間の月数を記載します。
- 7 「当期分の普通償却限度額26」の欄の記載については、次によります。
 - (1) そのよるべき償却の方法として旧国外リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「16又は19」を消します。
 - (2) そのよるべき償却の方法として旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「10、」及び「又は19」を消します。この場合において、「残価保証額15」の金額が0であり、かつ、「当期分の普通償却限度額26」の金額が、「取得価額又は製作価額12」の欄の金額（10(1)の規定により同欄に外書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を加えた金額）から当該金額のうち当該事業年度前の事業年度において損金の額に算入された金額及び1円を控除した金額を超えることとなるときは、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
 - (3) そのよるべき償却の方法としてリース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「10、16又は」を消します。この場合において、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年4月1日以後に締結されたものであり、かつ、「当期分の普通償却限度額26」の金額が、「取得価額17」の欄の金額（10(1)の規定により同欄に外書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を加えた金額）から当該金額のうち当該事業年度前の事業年度において損金の額に算入された金額及び1円を控除した金額を超えることとなるときは、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 8 令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」から「5」まで、「9」、「15」、「18」、「20」から

「22」まで、「24」及び「25」の各欄の記載は要しません。

9 法第31条第5項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産に該当するものに帳簿記載等差額がある場合には、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額30」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「31」から「33」までの各欄の記載に当たっては、「30」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。

10 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた減価償却資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた減価償却資産についての記載は次によります。

(1) 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額6」、「取得価額又は製作価額12」又は「取得価額17」の各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、「差引取得価額8」、「差引取得価額14」又は「償却額計算の基礎となる金額19」の各欄の記載に当たっては、その外書きした金額をそれぞ

れ「6」、「12」又は「17」に含めて計算します。

(2) 「償却額計算の基礎となる金額10」、「償却額計算の基礎となる金額16」、「償却額計算の基礎となる金額19」、「リース期間又は改定リース期間の月数24」及び「当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数25」の各欄は、それぞれ「償却額計算の基礎となる金額(評価替え等の直後の帳簿価額)-(9)10」、「償却額計算の基礎となる金額(評価替え等の直後の帳簿価額)-(15)16」、「償却額計算の基礎となる金額(評価替え等の直後の帳簿価額)-(18)19」、「リース期間又は改定リース期間(期末評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度開始の日(当該事業年度が当該国外リース資産若しくはリース賃貸資産を賃貸の用に供した日又は当該リース資産若しくは経過リース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、その用に供した日)以後の期間)の月数24」及び「当期における同上のリース期間又は改定リース期間の月数25」として記載します。